

厚生常任委員会

平成16年11月24日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木田 守彦 ○里川宜志子 浦野 圭司
三木 誓士 中西 和夫
浅井議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 長 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	西梶 浩司	健康推進課長	清水 孝悦
同 課 長 補 佐	植村 俊彦	環境対策課長	清水 建也
同 課 長 補 佐	乾 善亮	同 課 長 補 佐	栗本 公生
住 民 課 長	西谷 桂子	同 課 長 補 佐	清水 昭雄

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 里川委員、浦野委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、里川委員、浦野委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

委員長 初めに継続審査案件であります（1）（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画について、ご説明申し上げます。

（仮称）総合福祉会館整備につきましては、少し時間をいただく中で、現在、建設用地の選定につきまして慎重に進めております。ただ、詳細につきましては報告できない状況でありますことから、もう少し時間をいただく中で早期建設に向け取り組みを進めてまいりたいと考えております。今後、建設用地の選定などが纏まりましたら、当常任委員会にご報告申し上げます、対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上簡単ではございますが、（仮称）総合福祉会館整備計画についてのご報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

委員長

次に、12月定例議会に付議が予定されている議案について予め説明を受けることにいたします。

はじめに、(1)斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例について理事者の説明を求めます。

福祉課長

斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

9月の当常任委員会で報告させていただきましたとおり、浴場の使用料について町内居住者を優遇した料金体系の見直しを行い、浴場の使用料を改正するものであります。

斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里は平成12年4月開館以来、多くの方に利用していただいておりますが、最近の利用状況を見てもみると、入浴者数の減少傾向にありますことから、施設の使用料収入も減少しております。いきいきの里は、その運営に多額の費用が掛かっており、また、近隣の類似の施設状況も参考にしながら、町外の利用者には相応の負担をしていただくのが妥当だと考えまして、値上げを行うものであります。また、町内の利用者につきましては、より気楽に使用していただきたく、施設の目的であります住民の健康づくり、ふれあいづくり、地域文化づくりの促進と多世代間の交流の場の促進を図るため、値下げを行うものであります。

今回の改正箇所につきましては、資料1の斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧くださいと思います。

浴場の使用料につきましては右側の旧の欄にありますように、現在、町内・町外の区別をしておらず、同一の料金となっております。対象者65歳以上では300円、16歳以上65歳未満では400円、6歳以上16歳未満では200円、6歳未満児及び身体障害者1級から3級、療育・精神障害者健康福祉手帳所持者は無料となっております。

今回の改正では、左側の新の欄にありますように、町内・町外の区分を設けまして、改正箇所につきましてアンダーラインを引いている部分であります。65歳以上では町内居住者が現行300円より100円下げまして200円とし、町外居住者は現行より100円上げまして400円とします。同様に、16歳以上65歳未満では町内の方300円、町外の方500円とし、6歳以上16歳未満では町内の方は100円、町外の方は300円としております。また、6歳未満児及び身体障害者1級から3級、療育・精神障害者健康福祉手帳所持者は町内の方は無料、町外の方は100円といたしております。

また、回数券につきましては町内・町外それぞれ10回分の料金で11回使用できるものを作成いたしております。

12月議会にはこの条例の改正を提案させていただきまして、17年4月からの実施の予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上簡単ではございますが、斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受け致します。

浦野委員 2点だけ。町内、町外の確認はどのようにされるのか。町内とおっしゃった方の確認だと思っんですが。それと、料金改定はこれで結構なんですけども、改定した後に入場者数の変動といいますか、増加、減少、どのように考えておられますか。

福祉課長 まず1点目の町内・町外の利用者の判断ということでございますが、斑

鳩町ふれあい交流センターいきいきの里利用カードを発行させていただきます。いきいきの里を利用しようとする方は、この利用カード又はその他町内居住を証明できる書類、例えば免許証、又は高齢者優待利用券等を提示していただきまして、町内の区分の使用料を適応していこうと考えております。

2点目の利用者の町内・町外の利用者の状況をどう考えているかということでございますが、現在も町内・町外の方の、はっきりとは確認できませんが、人数を確認しております。今、現在、町内・町外の割合というのは6割の方が町外というようになっておりまして、町内の方の利用者が町外の方より少ないという状況でございます。

今後この料金改定を行いまして、町内の方が使いやすくということで考えておりますので、今後増えていくということを期待しております。

委員長 他にありませんか。

三木委員 2点ほど。今65歳以上でしたが、バスといきいきの里の入浴料、配布してありますが、入浴の方とバス、どの程度の比率になっているのか。それと、いきいきの里の奥の座敷とカラオケ、この頻度、どの程度使われているのか、データのありましたら、ご説明いただき、無ければ後程でも結構です。

福祉課長 現在、今年からいきいきの里入浴券を配布させていただいておりますが、16年10月末現在でございますが、バスカードが1,372枚配布させていただいております。入浴券は103枚、現在配布させていただいております。その入浴券を利用されている方は約、月80人ほど利用されていると把握しております。

2点目の奥の小広間の利用状況でございますが、月平均しますと10件程度の使用者がおります。カラオケでございますが、月平均50件の使用がおります。

委員長 他にございませんか。

中西委員 回数券の関係ですが、回数券を持ってこられた場合の確認はどのようにされるのですか。
例えば、町内の方に回数券を買っていただいて、それで町外の方が利用するという方法も考えられますので。

福祉課長 購入の際には、今、議員が申されましたように町内の方という確認をさせていただきますまして、回数券を販売いたしますが、それを持ってこられる方につきましては、再度入られる時に証明書を提示してもらおうということは難しいと考えておりますので、提示される方のご協力をお願いして、その方の良心と申しますか、使われる方を信用して確認しようと思っております。

中西委員 実際にそういう事は起こってくると思うんです。単価の開きが出てくるから。当然回数券であっても、町から発行するカードを添えていただいて、確認していくのが筋ではないかなと思うんですが。

福祉課長 再度そういうことで、確認の方は回数券と同時に町内の方と確認できるものの提示を求めまして、出来る限り確認させていただいて入っていただくということで考えております。

三木委員 今の件ですが、回数券の発行の時に、その裏にでも町内の方に限るとか、そういう事は書いてあるんですか。

福祉課長 回数券は町内の方にも、町外の方にも金額が違いますので、発行いたしますので、その辺は書いておりません。

委員長 前のは書いてある。

福祉課長 回数券自体に町内、町外という形で書かせていただいております。

委員長 他にないようですので、これをもって一定の説明を受けたということで終わります。

次に、(2)平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について理事者の説明を求めます。

健康推進課長 資料2でございますが、平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)ということで12月上程させていただきます。

この件の主な内容といたしましては、医療費の増加に掛かります保険給付の増加とそれに伴います国庫支出金等の増加、それと、国庫支出金等の15年度分の精算による増減によります増加、それと高額医療受給者増加に伴います共同事業の交付金の増加等でございます。医療費の増嵩を勘案し、決算見込額を推計し、1億1,268万3千円の増額補正をお願いするものでございます。以上です。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受け致します。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、一定の説明を受けたということで終わりたいと思います。

次に(3)平成16年度斑鳩町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)について理事者の説明を求めます。

健康推進課長 資料の3でございますが、平成16年度斑鳩町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

この関係につきましては、支出といたしまして、医療費の増加に掛かります医療諸費の増加とそれに伴います国庫支出金等の増加でございます。1億9,370万円の増額補正をお願いするものでございます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受け致します。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、一定の説明を受けたということで終わりたいと思います。

次に、(4)平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について理事者の説明を求めます。

福祉課長 平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

本年度の介護保険におけます、現在までの給付実績から今後の給付額を推計しますと、予算額を上回る見込であることから、介護給付費の増額補正をお願いするものであります。

その主な内容としましては、歳出におきましては、介護サービス及び支援サービスとも居宅介護サービスに要します給付額の伸びが高くなっておりまして、介護給付費に不足を生じることから介護サービス及び支援サービス等の給付費の増額補正となっております。

歳入におきましては、増額いたしました給付費交付額に対する法令に定める割合の負担金等の不足分の国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、繰入金の増額補正となっております。

資料4をご覧いただきたく思います。介護保険事業特別会計の既設の歳入、歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,412万5千円を増額し、歳入歳出それぞれ12億5,978万9千円とするものであります。

まず歳入では、国庫支出金では介護給付費負担金としまして、1,877万3千円、支払基金交付金では介護給付費交付金として3,003万6千円、県支出金では介護給付費負担金として1,173万4千円、繰入金では介護給付費繰入金1,173万4千円とその他一般会計繰入金26万6千円、介護給付費準備基金繰入金2,238万7千円を受入れるための

増額補正となっております。

また国庫支出金の調整交付金につきましては、今年度、すでに交付決定がありましたので80万5千円の減額補正となっております。

次に歳出では、総務費の人件費所要額、これは職員手当等の増額であります。26万6千円、介護給付費の居宅介護サービス給付費1億4,830万6千円、居宅介護福祉用具購入給付費79万7千円、居宅介護住宅改修給付費197万9千円、居宅介護サービス計画給付費2,011万6千円、居宅支援サービス給付費1,022万2千円、居宅支援サービス計画給付費322万1千円、審査支払手数料31万3千円、高額介護サービス給付費66万8千円の増額であります。なお、施設介護サービス給付費では9,176万3千円の減額となっております。

12月議会にはこの補正予算を提出させていただく予定をしておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

以上簡単ではございますが、平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

委員長

説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受け致します。

里川委員

この補正予算の内容については理解をさせていただいているところですが、ただ、現在、介護保険事業につきましては見直しの検討が行われているところだというふうに思いますが、これは保険者は市町村といいながらも、国や県の動向が大きく影響を与える、大きく作用する事業です。市町村にとっての事業なんですけれども。今後この見直しを検討されている流れの中で、県との関係、県とそういった担当の会議とか、そういったことであるとか、そしてまた介護保険の斑鳩町の運協であるとかいうことについて、この見直しについての流れですね、実際の流れをどのように今の時点で考えておられるのか、予定があるのであれば教えていただけたらというふうに思います。

福祉課長 介護保険改革の状況なんですが、今現在、厚生労働省で見直し案づくりという形で検討されておりますが、来年の国会に介護保険の改正案が出されるというふうに聞いておりますが、現在その作業中でありまして、市町村の方に情報等は流れて来ておる中では、保険料の負担者の範囲拡大、又はサービス受給者の範囲拡大という形では、新聞等でもご存知のように、流れてきております。担当者会議においても、そういうふうに説明はされておる中で、まだ現在、はっきりとはこうなるというものは提示されておりません。次回、12月10日に再度担当者会議があるということで聞いておりますので、その中で資料としていただけるものと考えております。

今後斑鳩町としましては、介護保険運営協議会でも、来年度事業計画の策定がありますので、その辺、十分そういう動向等を考えまして、準備等を出来るものは掛かっていかなければならないと考えております。

里川委員 斑鳩町が保険者となって、斑鳩の皆さんに介護保険を提供していかなければならないけれども、国主導の制度であるということについては、担当の方についても、非常に苦しい、大変な立場であるということは十分理解できます。ただ、そういう改正が行われる場合、被保険者の皆さん方にどのように周知していく、そしてどのようにしていけば一番いいのか、財政の面もございしますが、本当に大変な問題であると思いますので、今後も慎重に、そしてまた迅速に対応できるようにしていただきたいということをお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、以上、12月定例議会提出予定議案については、予め説明を受けたということで終わります。

委員長 次に、各課報告事項について受けてまいります。

(1) 平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてのうち、当委員会に属するものについての報告を求めます。

福祉課長

平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)につきまして、住民生活部各課所管に係りますものを一括して説明させていただきます。

資料5をご覧くださいたく思います。

まず歳出の方から説明させていただきます。歳出のおきましてはまず初めに、住民生活部の各課の人員費についてであります。人事異動等に伴います人員費の補正を各課におけます人員費に關します費用費目におきまして予定しております。総務費では、5万9千円、民生費では1,031万9千円、衛生費では1,233万4千円の減額となっております。主な理由としましては、民生費につきましては保育士3人の育児休業取得によりましての給料の減額となっております。また衛生費につきましても人事異動によりまして職員1名減という状況で減となっております。

次に社会福祉総務費であります。社会福祉協議会補助金におきまして予算では理事、監事、評議員報酬等、見ておりましたが、報酬制度の不採用、及び正規職員2名の年度途中の退職に伴います人員費の458万8千円の減額補正を予定しております。また、国民健康保険事業特別会計への繰出金といたしまして、人員費と出産育児一時金の129万1千円の増額補正を予定しております。

次に老人福祉費であります。老人保健特別会計への一般会計の負担として老人保健事業繰出金948万4千円の増額補正を予定しております。

次に介護保険事業繰出費であります。介護保険事業への一般会計の負担として、介護保険事業繰出金1,200万円の増額補正を予定しております。

次に児童手当費であります。児童手当給付事業におきまして、例年0歳から義務教育就学前につきましては、前年度実績をもとに、支給対象者を推計いたしまして、実際の支給者がその推計を下回ったため、また、今年度から小学校3学年就学前までの、拡大されました分につきましても、今回初めてであることから、従来の児童手当支給割合によりまして支給対

象者を推計しておりましたが、今回の支給者がそれを下回ったことにより
ます扶助費509万5千円の減額補正を予定しております。

次に歳入に戻りまして、歳入であります。児童手当給付事業の扶助費
の減額補正に伴います国庫支出金364万8千円、県支出金72万2千円
の減額補正を予定いたしております。

次に諸収入におきまして、336万3千円の追加補正でございます。こ
れは、いわゆる大阪湾フェニックス計画によりまして近畿2府4県の市町
村の、大阪湾など4つの港湾管理者の出資で設立しております、大阪湾広
域臨海環境整備センターの第1期建設事業であります。尼崎沖、及び泉大津
沖の埋立処分場の埋立てが平成15年度をもって完了いたしました。この
ことによりまして、当町が昭和62年度から平成15年度までに当初の大
阪湾への焼却灰の運搬計画量に応じて支出しておりました、この第1期事
業に対する建設委託料につきまして、実際に搬入した数量で負担調整が行
われました結果、先程申し上げました336万3千円の還付金が生じたこ
とによるものでございます。

以上簡単ではございますが、12月議会に上程予定の平成16年度斑鳩
町一般会計補正予算（第6号）についてのうち、当委員会所管に係ります
予算補正の内容につきまして、ご説明とさせていただきます。

委員長 他に理事者側から報告することはございませんか。

(その他報告なし)

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受け致します。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、以上、各課報告事項については、報告を受け、了承
をしたということで終了します。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受け致します。

浦野委員 西の憩いの家、西小の南側なのですが、カラオケ設備があって、テープが壊れていると、使えないということで聞いておりました、確認はしてなんですが、12月になりますと老人会とか、いろいろ忘年会兼ねて、憩いたいという希望の中で、そういったことがちょっと不都合が生じているということで聞いておりました、歌いたい歌は持参で、テープを持参で行くということで、ちょっと不便さを感じているということはこの間のもみじ祭りで聞きましたんですけども。そういう事実はあるのでしょうか、修理していただけるのでしょうか。

町長 実は11月19日に憩いの家運営協議会等がございまして、西憩いの家の現場視察等も兼ねて、さしていただいた。その中でカラオケ等の問題が出てまいってます。カラオケは当初、設置する時に老人クラブとか、その利用者に聞きますと、お年寄りが多いからカラオケの版を、古い版というのか、演歌を何枚か、毎年購入してほしいということでやってきました。今、通信カラオケというのですか、ああいう立派な機械があると。それを今、見積もらせたら毎月60万ぐらいリース料が掛かるということで言われてますので、いずれにしても、現状自分の歌いたい曲がなかなか無いというのが、それで、自分の歌える曲がほしいということになってます。そのことも委員会で出てまいったんですけども、その中で出たのは、町が通信カラオケでリースするのか、しないのか、お金も毎月60万掛かるから、10年で600万ですから、その辺も考えて今の機械をどうしていくのかということ、もう一度再検討という形になっております。浦野委員もご指摘のように、そういう問題とか、西憩いの家のこの間の憩いの家運営協議会では特にたばこの禁煙の関係ですね、禁煙をするためには町でしていますような機械をとということで、私はそれよりも老人憩いの家ですから、全面禁煙という形をした方がどうかと、委員の方々もそうして町長が言っていたら、それで結構だと、そうしてしていかなかったら、機械を設置しても必ずその周辺で煙が出ますから、もっと向こうへやってくれとかというふうになりますから、憩いの家は今年か、来年を考える中で、

禁煙をしていくというような話をさせていただきました。

東憩いの家の駐車場の問題については、焼却場の関係の職員等が奥の方に駐車をして、その関係等についてはできるだけ職員の駐車場のところを利用いただきたいということで、話をこれから詰めていくということもしております。

申し込み等の関係については、簡素化するために憩いの家でも申し込めるような状況作りをしていくということで、一度試行的にやろうということで、今、提案させていただいてます。浦野委員のおっしゃっているテープ等については、最初の段階からそういうことをございますので、今これについては担当課とも十分協議しながら、できるだけ安い方法を、何とかいい方法があれば考えてまいりたいと思っております。

里川委員 奈良県の福祉医療制度のあり方を検討するという福祉医療検討委員会
が、この15日に提言をまとめたという記事が出ておりました。この中では乳幼児医療費の助成であるとか、高齢者医療、それと障害者、母子、こういった医療についても改革を求めるような内容の提言であったと。1点だけ県が入院については就学前まで入院は、乳幼児医療費は広げようというような内容になっておったとは思いますが、これについて県会議員に聞きますと、来年度途中でも県はやるということを言っているというふうに聞きました。そうなってくると、県のこの制度を基に斑鳩町でもこれまでのいろんな制度については拡大をしたり、いろいろやってきたという関係もあります。これから斑鳩町が予算編成していく中でも、本当にこれは大きな影響が出てくる問題であるという風にも思っているところです。これはまだ報道されて間がない、15日に提言がまとめられた、発表されたという状況ですので、担当ではどの程度県から聞かされているのかというのは、ちょっと私も分かりませんが、これについて今現状、町が掴んでおられる内容、そして今後の動き、現状で言っただけの範囲で結構ですので、教えていただきたいという風に思います。

健康福祉 今言われております事につきましては、県の福祉医療検討委員会という

課長

ものから提言されたものでございまして、新聞紙上等では私どもも見ておりますものの、県から直接文書、また情報等が現段階では来ておりませんので、正確な答弁が出来ないという状態でございますので、ご理解いただきたいと思ます。

里川委員

一部負担金、所得制限なくすとか、一部負担金を導入するとか、というような事が書かれている中では、この検討委員会でも言われている中では、償還払いにしていこうと、現物給付していたものまで償還払いを採り入れて行こうとか、そんな内容も盛り込まれている中では、市町村が今後、そういった方に医療費を払えない、一旦払って償還になりますから、そういった方々を対象に新しく貸付制度を創設しなければならないだろうというような事まで提言されているということについても、私本当に、町としても、県がこんな方向を出してきたら大変だなあという風に感じているところなんです。ですから、担当者の会議、今、課長の答弁では何もまだ聞かされてないということですが、来年度の年度途中、早ければ8月頃にはやりたいような、県議員から聞いた話では、そんなような事だったんで、本当にうかうかしてられないな。だから、担当者会議とかあったら、積極的に町としての意見も、発言もしていただきたいし、よりよい方向、せっかくこれまで早いうちに、重症にならない間に早いうちに、お医者さんに行っていていただいて、医療費の軽減を図ろうというような意識も我々は持っていたと思うんですが、そういった事も活かしながら慎重な対応もしていただきたいということで、これについては私も今後も注目をしておきたいと思ます。担当でもこれについて、きちっと対応していただきたいというので、お願いをしておきたいと思ます。

自動車リサイクル、来年から導入ということになりますが、この件について町ではどんな風に啓発というのか、なかなか皆さん、新聞読んでる方は読んでるんですが、テレビも見てはる方は見てはるんですが、意外とご存知ない方がいらっしゃったりするんですが、この自動車リサイクルの周知などについては、どのように町として関わろうとしているのかということ、それと、以前から一般質問の中でも言ってきたんですが、放送関

係でアナログからデジタルに変えて行こうということで2010年には完全デジタル化といわれている中で、ぼちぼちこの近畿圏でも徐々にデジタル波が導入されてきていると、この中では、私、なぜこの事を心配するかと言うと、家電リサイクル法の特定家電の中にテレビがある訳なんです。それで家電リサイクル法の後、こういう問題が出てきた時に非常に私心配してきた。そして家電リサイクル法では市町村の責務も一部残っている。そんな中でこの問題についても私は町も大きな問題ではないかなという風に考えてきた経過があるものですから、このことについても、現状をちょっと、どんな風に今後お考えになられているかということも、聞いておきたいなという風に思っています。

環境対策
課長

1点目の自動車リサイクル法について、来年の1月1日から施行されるということでございますが、10月1日から既にオートバイにつきましては、そのリサイクル法を施行しました。その際には広報等で周知をさせていただいたのですが、この自動車リサイクル法につきましては、何もしないということではありませんが、当然、自動車メーカーがテレビでも盛んに啓発しているところ、メーカー側も当然、そうして周知の責任があるということと考えております。町といたしましても、1月施行ですので、12月広報等、また1月広報等という啓発の方法も考えた事はあるんですが、今のところ、少し様子を見ようという形で、町として積極的に広報していくという考え方は今のところございません。当然、そういったことにつきまして、メーカー側の責任もございますので、また公共放送等の中でもそういった啓発が行われていくものという風には期待はしております。

2点目の2010年にデジタル化になるというので、ご心配されておりますようなテレビ、今現在の地上波によりますテレビの不法投棄が増えるのではないかとのご心配でございますが、当方でも当然そういった事には懸念をしている事ではございますが、家電リサイクル法につきましては、この前新聞には載っておりましたので、委員の皆様にはご存知かとは思いますが、対象品を拡大していこうじゃないかという検討を今されているようでございます。環境省と経済産業省が協議をしていく方向であるという

風にも聞いております。今現在、4品目、冷蔵庫、テレビ、洗濯機、エアコンの4種類だけでございますが、その他の例えばAV機器でありますとか、電子レンジ等につきましてもそういったリサイクル法の中に入れていこうではないかという検討がなされているという中で、今現在は先程申し上げました4品目もリサイクル料金の後払い方式を採っておりますが、今後、こういったことも先払いの方法で検討しているような事も聞いておまして、その事によりまして、若干、軽減はされるのではないかという期待もあります。実際のところ、委員もご承知のように、平成13年4月に家電リサイクル法が施行された、その年には、不法投棄の中でもテレビが一番多かった、当町でも一番多かったということがございます。その後、減少をしてきていますが、平成16年度の10月までの時点でございますが、またテレビ等の投棄が増えてきている状況がございます。基本的には、テレビはお買い替えになる際に、利用者の方々が販売店に引き取ってもらうのが基本でございますが、その時にリサイクル料金が発生するので、これまだ置いておいてと言って、それを処分されるのか、それとも悪質な業者が捨てるのか、原因についてはあれですが、いずれにいたしましても、今、見直しをされている方法といいますのは、先払い方式でされることによって、ある程度こういったことも減少されるのではないかなという風に期待をしておるのが今の現状でございます。

里川委員 きっと買い替えというのは進んでいく話になると思うんです、テレビについても。担当課長もいろいろ研究はしていただいていると思いますので、リサイクルすることが重要なことである、それについてはメーカー側も本当に一番責任を持ってもらわないといけないとは思っていますが、我々消費者も行政も、特に斑鳩町は観光客もお見えになる、世界文化遺産のある町としてきれいなまちづくりも、私はしていきたいという風にも思っています。今後、このことについても、動向、きちっと見て担当の方、対応していただきたいと思います。

それと自動車リサイクル法なんです、下手に広報などに載せると、いかにも町にも責任があるかのように、町民の皆さんから取られるというよ

うな、印象を与えてしまうのではないかというふうな見方もあるかも知れないですが、ただ、本年車検を受けられた方であるとか、そういった方なんか、次の車検まで遠いですから、そんな方については次の車検の時にリサイクル料をいただくということになる訳なんですけど、何年か先と、ちょっと先になるというようなこともあります。ただ、こういう制度ができましたという周知ですね、こういったものについては町としても、町は責任はないにしても、こういう制度がありますよということを町民の皆さん方に知っていただくということは大事な事かなと思いますので、多分、問い合わせなんか、何か分からないことがあったら何でも町へ聞こうかというような、ちょっと年のいかれた方だったら多いかと思いますが、そういう事も含めて、今後やはり、皆さん方にこういう問題を知っていただく、そして、いろんな物が今後リサイクルに向けて動いているんだということを知っていただくということで、そしてご協力をいただくと、皆さん方にも協力をしていっていただくということも、そういう気持ちもこめて、やはり啓発は努力していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

三木委員 東と西の憩いの家の件で確認をさせていただきます。まず、休館日、それと1日の利用者数、分かったら教えてください。

福祉課長 憩いの家のまず休館日でございますが、水曜日という形でございます。利用状況でございますが、平成16年度10月まででございますが、西の憩いの家では1,041人が利用されております。4月から10月までの月平均でございます。東の憩いの家につきましては978人という利用状況でございます。

三木委員 月ですから、これを割ればいいんでしょうけど、私が聞いた理由があるわけですけど、水曜日だけじゃなくて祭日等はどうなんですか。休みにな

っていると思うけど。

福祉課長 休館日でございますが、先ほど毎週水曜日と申しましたが、祝日についても休館日になっています。また、年末年始12月29日から1月3日までも休館日という形になっております。

三木委員 これを聞いたのは、確か西の方だったら1日70人くらいだったと思うんですが、1日。ほとんどの方が、ほとんど毎日行くわけですね、決まった方が行くわけです。銭湯代わりに行くわけですが、そういう方もいらっしゃるわけです。それで、実はこういう声が出てきたわけですが、祝日が非常に増えてきているということで、その祝日を全部とは言わないけども、開けるように検討していただけないということですが、私のところに来られた方の言い分には、週に3回休みがあるときがある訳です、今、水曜日ですね、その他祝日が2つ入ってくると、3回になってくると。その内の1つでも休みが3回ある時には1日だけでも開けてくれないか。というのは毎日銭湯、皆さん、家で風呂がある人もいるわけですけど、広いところですね、ゆっくり入りたいと言う人だと思うので。そういう意味で、祝日全部開けるということではないんですが、その辺のところ、少しでも祝日を3日あるところを1日でも開けるということ、運営委員会等でも取上げていただいて検討いただけないか、どうか、その辺ちょっとお願いしておきたいんですが。

町長 これは以前から憩いの家運営委員会等で、一時は水曜日の定休日を日曜日に変えた事もございました。しかし、日曜日と言うのは、皆、家でゆっくりすることから、また水曜日に戻したということもあるわけです。今、三木委員のおっしゃるように、祝日等すべてをじゃなしに、年何回かということもおっしゃっています。当然、運営委員会等にもこういう質問があったということは提案をさせていただいて協議をいたさうと思います。

今、何を言いましても、憩いの家が無料ということでもかなり入浴者が増えているという現状から、老人クラブともご相談申し上げて、来年度の敬

老会、敬老会はいつも共通商品券の500円のものを出していますが、4月に70歳以上の方の関係と、家族の関係もありますから、いきいきの里の無料券を何枚か、申し込みによってしてはどうかという提案をさせていただいております。9月の敬老会ではなく、4月の始めに渡したらどうかなど。そして調整をする。やはり、いきいきの里も無料であったら何人かこうして、以前も5千円の奈良交通のバスカードを利用しないものについては、いきいきの里を併用したらどうかということも、今年からやらせていただいております。そういうことも考えていかなかったら、私が申し上げるのは、憩いの家も何年か先、限度があると思います。老朽化してますから。建替えよということも、お金があれば建替えは簡単ですが、やはり限られた予算の中ですから、いきいきの里をこれだけ皆さん方に、町としてあれだけの設備投資をし、来年は恐らく、今、ゲートボール場のところを会議室かなにかを増設をして行こうとすれば、やはり出来るだけいきいきの里をご利用いただくように、何を言いましても、景観のいいところですから、法隆寺も眺められますし、法起寺、法輪寺等の関係もごございますから、そういうご利用を考えていただいて、出来るだけコミュニティーバスもごございますから、そういう巡回をしながら、そうしていきいきの里でゆっくり風呂に入っていただくということも考えてまいりたいと、今、三木委員のご発言のように、祝日の関係については運営委員会等で協議させていただいて、だいたい3連休を、1月では成人式、7月海の日、9月敬老の日、10月体育の日、4つか5つぐらい、3連休ございますから、そこらを考えますと、私も関東の方は非常にうけているようですが、関西からこちらは、3日間休みだったら大変しんどいんだというようなことで、おっしゃっているけど、皆さん方が議論してやればいいんですけど、日本の祝日が成人式1月15日が1月第2月曜日になってしまっ、分からない。あるいは、海の日が7月20日という制定をしながら、3連休で変わってくる、あるいは体育の日が10月10日というのは東京オリンピックの開会式を10月10日、統計的に10月10日は雨の降らないということで開会式を設定し、オリンピックをした、そのことが今だったら、10月の第2月曜日が休みということですから、何か、我々としたら1月15

日成人式と覚えておりますが、今度手帳を見たら1月の8日か9日ぐらいになっていきますから、何か慌しいなという感じがします。それらを考えますと、三木委員のご発言のように、次回の運営委員会等にはそういう話もさせていただいて、可能であればそういうことも検討して、しかし職員のことでもありますから、その辺のことも十分、また風呂の関係等で修理とのが絡んでまいりますので、その辺のことも考えていただいて、必ずしも全てが開けるということにはならないと思いますが、出来るだけ運営協議会に図ってまいりたいと思っております。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(質疑なし)

委員長 他に質疑意見等がないようですので、その他についてもこれをもって終わりたいと思います。

以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって閉会いたします。ご苦労様でした。

(午前9時59分 閉会)